

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：藤吉 博光
- (2) 代表者職氏名：藤吉 博光
- (3) 所在地：北海道川上郡標茶町字オソツベツ 6 4 1 番地 9

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

- 平成30年 5月28日認定「認 1701005327」
- 6月 8日認定「認 1801000777」「認 1801000859」
- 8月17日認定「認 1801004397」
- 平成31年 3月14日認定「認 1801009667」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）の規定に基づき、令和2年12月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。